

令和3年度就学援助制度のお知らせ

茨木市教育委員会

茨木市では、就学援助制度として、茨木市立小・中学校への就学に必要な費用（教材費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費など）の一部を援助しております。ご希望の方は、この案内をお読みいただき、申請してください。

援助を受けることができる方は、茨木市立小・中学校に在籍する児童生徒の保護者で、次の①②のいずれかに該当する方です。

- ① 令和2年中の世帯全員の所得総額が、所得基準額（別表）以下の方
- ② 生活保護の教育扶助を受けている方

1. 受付期間・申請方法等

- (1) 受付期間 令和3年4月8日(木)～5月10日(月)

(ただし、土・日曜日、祝日等の学校休業日を除く。)

※受付期間終了後も、令和4年2月末まで随時学校で申請を受け付けています。
(その場合は、申請された月からの援助となります。)

- (2) 受付場所 お子さまが在籍されている小・中学校

※教育委員会での受付は行っておりません。

- (3) 申請方法 申請用紙は学校から受けとっていただくか、茨木市ホームページの学務課のページからダウンロードしてください。最終ページの記入例を参考にして、就学援助費受給申請書(世帯票)に必要な事項等を記入し、学校(学級担任)へ提出してください。

消せるボールペン、えんぴつ等消える筆記具では記入しないでください。

訂正される時は、修正ペンや修正テープは使わず、二重線を引いて訂正し、その上に訂正印を押すか、横にフルネームで署名してください。(記入例参照)

お子さまが異なる学校に在籍されている場合は、それぞれの学校への申請が必要です。

- (4) 必要書類 賃貸契約書のコピー ※重要事項説明書は不可(裏面添付書類見本参照)

※借家世帯の所得基準額での審査を希望される方は添付が必要です。添付書類の提出がない場合等、世帯員(ご家族)の家賃等の負担がわからない場合は、持家世帯の所得基準額での審査となります。生活保護世帯は提出不要です。

- (5) 所得審査 茨木市民税課税台帳等で確認します。

※令和2年分所得を申告していない方は、所得の申告が必要です。

(配偶者など扶養されている方の所得申告をお願いする場合があります。)

※令和3年1月2日以降に市外から転入された方は、令和2年中の所得及び課税状況が分かる書類(令和3年度の納税通知書や所得証明書など)を6月中旬までに直接、茨木市教育委員会学務課まで提出してください。(コピー可)

・令和3年度の所得証明書は、令和3年1月1日時点でお住まいの市町村の役所に請求してください。非課税証明書では所得額が分からない場合があります。

・所得に関する書類が揃わない場合でも、先に就学援助申請書を、受付期間内に学校へ提出してください。

*基準額を超える場合でも保護者の失業、離婚、死亡等により、現在の収入が著しく減少している場合等は、学校の就学援助事務担当者にご相談ください。

*毎年申請が必要ですので、昨年度就学援助を受けておられた方も申請してください。入学前に「小学校入学準備金」の認定を受けておられた方も、あらためて申請が必要です。

別表 令和3年度所得基準額

世帯の人数	借家世帯	持家世帯
2 人	2,130,400円	1,951,000円
3 人	2,597,200円	2,417,800円
4 人	3,227,500円	3,048,100円
5 人	3,549,700円	3,370,300円
6 人～	1人増すごとに5人世帯の金額に455,400円をプラス	

・ 給与所得、公的年金等所得のいずれかがある方は、総所得金額から10万円を差し引いた額を所得額とします。

- ・ 世帯に所得のある方が複数おられる場合は、合計の世帯所得での審査となります。
- ・ 借家世帯の所得基準額での審査を希望される方は、賃貸契約書のコピーなど添付書類が必要です。添付書類の提出がない場合等、世帯員(ご家族)の家賃等の負担がわからない場合は、持家世帯の所得基準額での審査となります。

添付書類見本

* 契約者名が必要です
(同一世帯にいること)

* 借家の住所が必要です

* この箇所が必要です

建物賃貸借契約書		
賃貸人〇〇〇〇を甲とし、賃借人△△△△を乙として甲乙間に次のとおり住宅の賃貸借に関する契約を締結する。		
(賃貸物件の表示)		
第1条 甲は、次に掲げる甲所有の住宅を乙に賃貸し乙はこれを賃借する。		
所在地:	茨木市〇〇町〇〇番〇〇号	
名称:	〇〇ハイツ	
住戸番号:	〇〇〇号室	
(契約期間)		
第2条		
この契約を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が各1通を保有する。 〇〇年〇〇月〇〇日		
賃貸人(甲)	住所	××市××町××番××号
	氏名	〇〇 〇〇
賃借人(乙)	住所	□□市□□町□□番□□号
	氏名	△△ △△

※府営住宅にお住まいの方は、「収入認定兼家賃通知書」や、「府営住宅使用料(家賃等)口座振替納入案内兼納入済通知書」はがきの表裏両面のコピー等をご提出ください。

2. 審査の結果について

7月下旬までに保護者(申請者)宛てに通知します。

ただし、所得の申告がない方や添付書類に不備がある方などは審査できません。

3. 援助費目及び支給方法

- 援助費目 ①中学校入学準備金、②学用品費等、③日本スポーツ振興センター掛金、④学校給食費、⑤修学旅行費、⑥校外活動費(宿泊を伴うもの)、⑦体育実技用具費(柔道着)、⑧卒業アルバム代、⑨学校病に対する治療費

※生活保護の教育扶助を受けている方は、⑤修学旅行費及び⑨学校病に対する治療費のみの援助となります。

※修学旅行費は集金時ではなく、実施日時点での認定者に支給します。

※体育実技用具費の支給には、領収書の提出が必要です。後日、学校から対象者に通知があります。

※卒業アルバム代は、年度途中で転出された方は対象外となります。

※卒業アルバム代の支給については、領収書の提出が必要な場合があります。その場合は、学校から通知があります。

- 支給方法 年3回(7月下旬、12月下旬、3月下旬)に申請時に指定された保護者の金融機関口座に振り込みます。(振込日は変更になる場合があります。)

なお、振込みの通知はしませんので、通帳等でご確認ください。

※ただし、納入金に未納がある場合は、就学援助費を当該未納分に充当し、保護者の口座への振込みは行いません。

		小学校	中学校	備 考
①中学校入学準備金	6 年	60,000円		2月1日時点で認定の方に支給
②学用品費等	1 年	13,230円	25,040円	左記の金額を年3回に分けて支給
	2 年～	15,500円	27,310円	左記の金額を年3回に分けて支給
③日本スポーツ振興センター掛金		460円	460円	5月1日時点で認定の方に支給
④学校給食費		保護者負担額全額	※ 1	※1) 非課税世帯は全額、その他は半額
⑤修学旅行費	実施学年	実 費	実 費	
⑥校外活動費(宿泊を伴うもの)		上限 3,690円	上限 6,210円	支給額に上限あり
⑦体育実技用具費(柔道着)			上限 7,650円	領収書の提出が必要(在学中に1着)
⑧卒業アルバム代	購入学年	上限 11,000円	上限 8,800円	支給額に上限あり(卒業者が対象・領収書の提出が必要な場合あり)
⑨学校病に対する治療費		実 費	実 費	別途医療券の発行手続きが必要

※生活保護の教育扶助を受けている方は、⑤、⑨の費目のみの援助となります。

4. 学校病に対する治療費(医療券)について

認定を受けたお子さまが、学校病で医療機関を受診される場合、医療券と健康保険証を医療機関に提出すれば、医療費が援助されます。医療券は学校病以外での使用はできません。

発行は就学援助の認定後となり、医療機関によって対応が異なりますので、認定前に受診される場合は、必ず医療機関の窓口で「現在、就学援助の申請中」である旨を申し出て相談してください。非認定の場合は保護者負担となります。

医療券の発行を希望される場合は、学校へ申し出てください。医療券交付申請書をお渡ししますので、必要事項を記入して学校へ提出してください。(発行には数日かかります。)

学校病…①トラコーマ及び結膜炎(アレルギー性結膜炎は除く) ②白せん、かいせん及びのうか疹
③中耳炎 ④慢性副鼻腔炎及びアデノイド(アレルギー性副鼻腔炎は除く) ⑤う歯(むし歯)
⑥寄生虫病(虫卵保有を含む)

5. 注意事項

- 申請は毎年度必要ですので、昨年度に就学援助や入学準備金の認定を受けておられた方も申請してください。
- 認定後、経済状況が好転した場合、家族状況及び口座などに変更があった場合、生活保護を受けることとなった場合は、すみやかに学校に届け出てください。
- 小学校給食費は、認定後の保護者負担はありません。
認定審査中は、一旦負担していただき、認定後に負担分を支給します。
- 中学校給食費は、認定後も一旦全額を負担していただき、後日、他の援助費目と合わせて負担分の全額または半額を支給します。
- 認定後、市内で転校された場合、転校先の学校でも、あらためて申請が必要です。転校後、すみやかに申請書を提出してください。
- 就学援助制度は、保護者の方が負担される就学に必要な費用の一部を援助するものですので、学校への納入金等は未納・滞納がないようお願いいたします。
- 指定された金融機関口座は、一年間解約しないでください。

お問い合わせ先 ○小・中学校の就学援助事務担当者
○茨木市教育委員会 教育総務部
学務課 学事係(市役所南館6階)
電話 072-620-1684(直通)

申請書 記入例

※ インクが消せるボールペンやえんぴつ等の消せる筆記具では記入しないでください。

様式第1号 (第6関係)

就学援助費受給申請書(世帯票)兼変更届

世帯整理番号

(申請先・届出先) 茨木市長

令和 ○ 年 △ 月 □ □ 日

就学援助費の受給について次のとおり申請・届出します。

支給の決定がされた場合は、下記の口座への振込を依頼します。

学 校 受 付

フリガナ イバラキ タロウ
申請者氏名 (保護者) 茨木 太郎

記入内容についてお問い合わせをさせていただくことがありますので、日中に連絡のつきやすい電話番号を記入してください。

住 所 茨木市 駅前三丁目○番○号 △△ハイツ□□号

電話 番号 090-○○○○-□□□□
(連絡のつきやすい電話番号を記入してください。)

受付番号

申請する児童生徒氏名	学校名	学年	組	担任確認
1 フリガナ イバラキ ハルコ 茨木 春子	〇〇小学校	6	1	
2 フリガナ イバラキ ジロウ 茨木 二郎	〇〇小学校	4	2	茨木太郎

<申請児童生徒について>
提出先の学校に在籍する児童生徒のみ申請できます。
小学生と中学生をまとめて申請することはできません。

2 生活保護受給状況

どちらかに○印をつけてください。

- 0 受給していない
1 受給している

訂正される場合は、二重線を引いて、その上に記入してください。
訂正した箇所の横に申請者の署名または訂正印をお願いします。
修正液、修正テープは使わないでください。

1 世帯の状況 (上記児童生徒は記入不要)

	家 族 氏 名	続柄	年齢	職業、学校名等
1	茨木 太郎	父	42	株式会社△△△
2	茨木 花子	母	43	□□株式会社
3	茨木 一郎	兄	14	〇〇中学校
4	茨木 大助	祖父	68	なし
5	茨木 京子	祖母	67	なし

3 住居の状況

どちらかに○印をつけてください。

- 0 持家
持家基準で申請する場合を含む。
(添付書類は不要)
- 1 借家等
賃貸契約書等の添付書類が必要です。ただし、生活保護を受給中の方は不要です。

茨木市立の中学校に通いの場合、ご兄弟の就学援助の申請先は中学校となります。

お勤めされていない方は、「なし」と記入してください。

※学校確認欄

賃貸契約書等の写しが必要です。

4 振込口座

・振込口座は上記の申請者(保護者)名義の口座に限ります。

・ゆうちょ銀行への振込の場合は、(店番)・(店名)を記入してください。

フリガナ イハ・ラキ タロウ
口座名義人 茨木 太郎

ゆうちょ銀行を指定する場合は、振込用の(店番)・(店名)をご確認のうえ、必ず記入してください。

金融機関	銀行・信用金庫・農協
ゆうちょ銀行	(店番) 118 (店名) 一一八
預金種目	① 普通 2 当座 9 その他
	口座番号 ○△□○□△○

同意書

- ・就学援助費の審査のために必要があるときは、私及び私の属する世帯全員の住民登録、課税状況及び生活保護受給状況について、茨木市長が住民基本台帳、市民税課税台帳及び保護台帳で確認することに同意します。
- ・私が支払うべき納入金(学用品費等)が未納の場合は、就学援助費から当該未納分に充当することに同意します。
- ・子どもの入学に際して、支給の状況の引き継ぎを行うことに同意します。

申請者(保護者) 茨木 太郎

<教育委員会記入欄>

銀行コード	支店コード	認定区分	認定	非認定	保留
備考					

注1 申請者氏名と口座名義人は同じにしてください。

注2 借家にお住まいであっても、世帯の総所得額が「持家世帯」の所得基準額以下のため、賃貸契約書等の写しを添付されない場合は、「0・持家」の方に○印をつけてください。